

写

令和5年8月22日

広島労働局長

釜石 英雄 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月22日貴職から、令和5年8月4日付け広島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する労働者からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記

令和5年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。